

奈良県告示第百九十号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退があつた。

令和五年八月二十二日

奈良県知事 山下 真

澤井 利夫	奈良県立医科大学 附属病院	〇番地	消化器・総合 外科（小腸機 能障害）	令和五年六 月三十日
中瀬 裕之	平成記念病院	橿原市四条町八二 七	脳神経外科（ 視覚障害、聴 覚障害、平衡 機能障害、音 声・言語機能 障害、そしや く機能障害）	令和五年六 月二十一日
神戸 大介	十津川村国民健康 保険小原診療所	吉野郡十津川村大 字小原二二五番地 の一	内科（肢体不 自由、呼吸器 機能障害）	令和四年三 月三十一日
神戸 大介	十津川村国民健康 保険上野地診療所	吉野郡十津川村大 字上野地二六四番 地	内科（肢体不 自由、呼吸器 機能障害）	令和四年三 月三十一日
医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日